

仙台市入札等監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市入札等監視委員会設置要綱（平成13年12月26日市長決裁。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、仙台市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告の方法)

第2条 要綱第2条第1号に規定する「入札・契約手続の運用状況等についての報告」は、次の各号に掲げる書類を提出することによって行う。

(1) 入札方式別発注工事総括表

入札方式別発注工事総括表（別記様式1）には、委員会開催の前々四半期に本市が発注した工事について、入札方式別の発注工事件数等を記載する。なお、入札方式の区分は、次のとおりとする。

ア 特例政令適用一般競争入札（一般競争入札のうち、イ以外のもの）

イ 制限付き一般競争入札

ウ 指名競争入札

エ 随意契約

(2) 入札方式別発注工事一覧表

入札方式別発注工事一覧表（別記様式2）には、前号に記載する工事について、工事件名、工事種別及び予定価格を記載する。

(3) 指名停止の運用状況一覧表

指名停止の運用状況一覧表（別記様式3）には、委員会開催の前四半期に本市が新たに行った指名停止措置について、指名停止業者名、指名停止の期間、指名停止の事由等を記載する。

(抽出の方法)

第3条 要綱第2条第2号に規定する抽出は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 委員会において審議の対象とする事案の抽出は、前条第2号の入札方式別発注工事一覧表の中から、委員が委員会開催のおおむね30日前までに、任意の方法により行うものとする。

(2) 前号の抽出を行う委員は、委員長以外の委員の輪番制とする。

(3) 抽出する事案の数は、原則として、前条第1号の入札方式の区分ごとに、それぞれ数件程度とする。

(4) 抽出事案に係る、要綱第2条第2号に規定する経緯の説明は、入札方式の区分ごとに抽出事案説明書（別記様式4）により、財政局契約課又は関係する職員が行う。

附 則

この要領は、平成14年1月23日から実施する。

附 則（平成19年4月19日改正）

この要領は、平成19年4月19日から実施する。

附 則（平成20年3月17日改正）

この要領は、平成20年3月17日から実施する。

附 則（平成22年1月27日改正）

この要領は、平成22年1月27日から実施する。

附 則（平成27年11月12日改正）

この要領は、平成27年11月12日から実施する。

附 則（令和元年5月15日改正）

この要領は、令和元年5月15日から実施する。